

軽自動車税（種別割）の減免申請をなされる皆様へ

柳津町長 小林 功

軽自動車税（種別割）の減免申請について

柳津町では、身体等に障がいのある方や知的障がい・精神障がいのある方のために使用される軽自動車等のうち、一定の要件に該当するものについて申請があれば障がいのある方1人につき1台の軽自動車税（種別割）が減免される制度を実施しております。（普通車(県税)又は軽自動車(町税)どちらか1台のみ）

また、身体障がい者専用車についても減免の対象となります。

つきましては、別添のとおり減免申請書用紙を送付しますので、軽自動車税（種別割）の減免を申請される場合は納期限の **4月30日（木）までに**、役場総務課税務係または、役場西山支所へ提出してください。

提出期限を過ぎてしまいますと減免を受けられなくなりますので、申請なされる場合は申請をお早めにお願ひ致します。（申請は毎年必要となります。）

なお、不明な点がございましたら、役場総務課税務係へご連絡ください。

記

1. 提出期限            令和 8 年 4 月 30 日（木）まで
2. 提出場所            役場総務課税務係または役場西山支所
3. 提出するもの      ①同封されている令和 8 年度軽自動車税（種別割）納税通知書  
                         ②同封されている軽自動車税（種別割）減免申請書  
                         ③身体障害者手帳等の写し  
                         ④運転免許証の写し  
                         ⑤軽自動車等の車検証の写し

※③～⑤までは役場等へ持参いただければ、コピーを行います。

※車両等に変更のある場合は、その車両の車検証をご持参ください。

（ただし令和 8 年 4 月 1 日現在、車両の所有者が申請者本人のものに限ります。）

※18歳未満の身体障がい者及び精神障がい者は生計を一にする者が所有する軽自動車を含みます）